

新監査公表第7号

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和2年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和5年8月1日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

令和4年度包括外部監査テーマ 「経済政策に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

監査結果報告書の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
46	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1-1 産業情報利活用事業費</p> <p>意見1 成果指標の目標数値が定められていないが、景況調査の回答率を設定したうえで、より多くの回答が得られるよう景況調査の質問事項や実施方法（Webアンケート等）を工夫できないか検討されたい。</p>	<p>本市が行う景況調査は、統計上十分に信頼できる調査結果が得られるよう設計されており、回答率を上げること自体が目標でないことから目標数値は設定しません。</p> <p>ただし、多くの事業所から回答を得ることは市内の景況感をより正確に把握するためには望ましいことであるので、令和5年7月実施の上半期調査において、Web回答を導入しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
49	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1-2 事業承継支援事業</p> <p>意見2 申請受付のチェックリストの記入に不備があり、申請書類の確認が適切になされたか事後的に検証困難なものが見受けられた。事後的にも適切に書類の確認がなされたことがわかるように、適切にチェックリストの活用をされたい。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。令和4年度に実施した事業承継・引継ぎ支援事業において、チェックリストの運用を共有し、適切に活用しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
49	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1-2 事業承継支援事業</p> <p>意見3 本事業の申請時に事業者から提出を受ける事業計画書内の事業者に記述を求める部</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。令和4年度に実施した事業承継・引継ぎ支援事業</p>

		<p>分について、市担当者により手書きで補足事項などが記載されているものが散見された。事業計画書について、記載すべき事項をより具体化する、記載例を作成するなど、事業者側で必要な記載が漏れなくできるような工夫を検討されたい。</p>	<p>において、詳細なマニュアルを整備し、記載が漏れなくなされる工夫を行いました。</p> <p>【措置済み】</p>
50	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－2 事業承継支援事業</p> <p>意見4</p> <p>企業価値評価の委託を受けた税理士事務所に偏り（数の限られた事務所への案件の集中）が見受けられた。税理士会等の関連する士業協会にも周知文を送付するなどして周知を図ったとのことだが、周知・広報の方法について、さらに工夫されたい。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。周知方法を検討した上で金融機関や経済団体に加え、税理士会等士業協会への周知を行いました。結果として申請者の委託を受けた税理士事務所に偏りがありました。事業の目的は達成することができました。今後の事業の実施にあたっても目的に則した効果的な周知・広報を行います。</p> <p>【不措置】</p>
52	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－3 新事業モデル創出中小企業共創促進事業</p> <p>指摘1</p> <p>補助金の交付対象となる「事業グループ」の構成員になる数が限定されていない（代表事業者は複数の事業グループの代表事業者を兼ねることができないが、連携事業者については同様の事業を行う他の事業グループに参画する以外の制限がない）ため、複数の事業グループに関与することで、実質的に1者30万円で計算される補助金について重複して受給できる仕組みとなっていた。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。単独での新事業創出が難しい事業者の挑戦を後押しするため、グループで新事業に取り組む上で、キープレーヤーが複数事業に関わることは想定していました。そのため、同様の事業を行うグループを兼ねることができない規定を設けたほか、採択事業及び事業グループの構成員を公表するなど不正防止にも取り組みました。</p> <p>【不措置】</p>
54	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－3 新事業モデル創出中小企業共創促進事業</p> <p>指摘2</p> <p>交付決定の判断にあたって必要な事項（複数の事業者が子会社の関係にあるかどうか）を誓約書の他に口頭で確認したのみで、口頭確認の結果が書面上の記録として残されていない事例が見受けられた。事後的にも交付決定が適切になされたことが確認できるよう記録に残すべきである。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。令和4年度における事業承継・引継ぎ支援事業の実施にあたっては、口頭で確認した内容を記録に残すため、チェックリストの整備を行ったほか、根拠書類があるものについては、提出を求めるなど、適切な事務の執行を行いました。</p> <p>【措置済み】</p>
55	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－3 新事業モデル創出中小企業共創促進事業</p> <p>指摘3</p>	

		<p>要綱制定後に要綱に引用した法令（中小企業等経営強化法施行規則に規定する「子会社」の定義）が改正された（条文番号の変更）が、要綱の改正を失念したまま事務が行われていた。</p>	<p>本要綱は令和3年度末で失効しました。今後は既存の要綱を含め、引用している法令の改正状況を注視し、要綱の改正漏れが無いよう努めます。</p> <p>【不措置】</p>
55	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－3 新事業モデル創出中小企業共創促進事業</p> <p>意見5 補助事業（3年の事業計画を定めている）について、当初モニタリング実施の予定はなかったとのことであるが、一定期間のモニタリングを実施すべきである。その後、5年間のモニタリングを実施することとしたのは評価できる。</p>	<p>事業実施後5年間モニタリング調査を実施し、本事業の効果検証を行っています。</p> <p>【措置済み】</p>
65	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－6 新型コロナウイルス拡大防止協力金（第5期～第6期）*第1期～第4期と一括で記載</p> <p>指摘4 全期間で2事業者の不正受給が判明していた。うち1者は第1期で営業をしていたのに協力金を不正受給していた（第2期中に自ら申告し、その後全額が返金）が、第2期から第4期の協力金は辞退させるべきであった。もう1者は虚偽の写真を添付して第1期の協力金を不正受給し、第2期・第3期の協力金も不正受給を試みた（第1期の協力金の返還も未了）が、市は督促状等の発送以外の法的手続等に踏み切っていない。このような対応は適切かつ厳正なものであるとは評価しがたい。</p>	<p>協力金の趣旨は、感染症の拡大を防止するため、県が発出した時短要請に対し、飲食店が協力いただいた場合に、要請を受けた飲食店の経営、並びに国民生活への影響を緩和する観点から、国において協力金制度を設けたものです。本市においても感染拡大防止を図るため、県と共に店舗への見回りを実施したほか、対象施設全店舗へ要請の協力を促す文書を送付しました。</p> <p>本案について、うち1者は第1期は不正に受給したもの、2期目以降は協力金の趣旨である時短要請に応じた事業者であり、明文化された要綱に基づく要件審査により支給したものであり、適正な事務処理であったと考えています。</p> <p>また、もう1者については、関係する部署と協議した結果、民事上以外の手続きについては現段階で必要ないと捉えており、債権管理条例に基づき債権回収に努めています。</p> <p>【不措置】</p>
75	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－9 新事業展開サポート事業</p> <p>指摘5 プロポーザル方式により委託候補者を選定するに際しての経費の妥当性の考え方について、経済部内で構成される選定委員会の委員間で共通了解がないまま審査がなされていた。見積金額の評価については、どのような金額又は内訳のものを評価するかについて共通した考え方を設定することが可能であり、選定委員の感覚や個々の考え方</p>	<p>今後のプロポーザル方式の選定の予定はありませんが、指摘内容を踏まえ、プロポーザル方式により委託者を選定する場合においては、経費の妥当性の評価について他所属の実施方法も参考にしながら、より適正に評価できるよう事務の改善に努めます。</p> <p>【不措置】</p>

		によって評価が逆方向を向くことは適当ではない。	
78	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－10 事業承継・引継ぎ支援事業</p> <p>意見6</p> <p>本事業では、後継者不在の改善を図るために、M&Aに限らず、後継者の確保に向けたマッチングサービスの利用も対象とするマッチング枠が新設されたものの、監査実施時点で交付決定がなされた23件はすべて企業価値評価枠を利用したものであった。マッチング枠の利用が促進されるような見直しが必要か検討されたい。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しました。今後、同様の事業を行う際には、本意見を参考に内容を検討します。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
78	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－10 事業承継・引継ぎ支援事業</p> <p>意見7</p> <p>企業価値評価の委託を受けた税理士事務所に偏り（数の限られた事務所への案件の集中）が見受けられた。事業の周知・広報の方法について、さらに工夫されたい。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しました。周知方法を検討した上で金融機関や経済団体に加え、税理士会等士業協会への周知を行いました。結果として申請者の委託を受けた税理士事務所に偏りがありましたが、事業の目的は達成することができました。今後の事業の実施にあたっても目的に則した効果的な周知・広報を行います。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
81	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－11 海外ビジネス支援事業費</p> <p>意見8</p> <p>本事業では約252万円の委託料が支払われているが、本商談会の成果である商談成立の件数及び金額（非公表）はいずれもごく僅かなものに留まっている。当課は成約に結び付かずとも今後の商品開発・改良の参考となつたと評価しているが、事業の振返りに際しては効率性、有効性の観点からの十分な検討がなされることが望まれる。</p>	<p>本事業は成約額を成果目標とし効率性を追及する事業ではなく、自社だけでは海外バイヤーとの商談機会の乏しい事業者にその機会を創出することを目的としていますが、今後、事業を行う際には、本意見を参考にします。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
86	産業政策課	<p>第1 産業政策課 1－14 外資系企業誘致事業費</p> <p>意見9</p> <p>新潟市の特区制度のこれまでの活用実績としては、外資系企業誘致を促進する国際創業特区の利用が1件（平成27年度に外資系企業の支店が進出したものの、コロナ禍による影響で撤退）あるのみであり、コロナ禍による影響以前に、外資系企業の誘致や外国人の創業が活発ではない。現状を踏まえ、情報収集や分析を行い、特区制度を活用した一体的な誘致等支援策が立案されることが望まれる。</p>	<p>短期的には新型コロナウイルス感染症の影響が推察される一方で、長期的にはコロナ禍による影響以前に外資系企業の進出や外国人の本市での創業活動が活発でないことは指摘のとおりです。誘致活動を進めるうえで、事前相談件数の増加が必要と考えています。</p> <p>上記の現状を踏まえて、令和4年度からは、国際創業特区における現行の指定施設に加え、新潟市バイオリサーチセンターを新たに指定し、本市での事務所開設時における選択</p>

			肢を増やしたことにより、特区制度を拡充し、日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携を行うことで、「オール新潟」体制で一体的な誘致等への支援を行っています。また、ジェトロ等の関係機関との意見交換を令和5年5月に行いました。
			【措置済み】
90	産業政策課	第1 産業政策課 1－16 産業見本市開催費負担金 指摘6 <p>産業見本市開催業務の業務委託契約書において、予め実行委員会の書面による承諾を受けたときを除き委託業務の再委託をしてはならないとされているが、書面による再委託の承諾がなされていないまま、委託先（一般社団法人）の会員である2社に再委託がなされていた。実行委員会が事実上承諾していたとしても書面は必要である。</p>	<p>業務委託先からの申請や実行委員会定例会における承諾は行っていたものの、契約書上の書面による承諾は行っていなかったため、令和5年度からは、適切な手続きを行っています。</p>
			【措置済み】
91	産業政策課	第1 産業政策課 1－16 産業見本市開催費負担金 指摘7 <p>実行委員会事務局（新潟IPC財団）に保管されている事業ファイル中には、四半期ごとに業務委託先から収支実績報告書が提出されており同報告書には費目ごとの支払額が記載されているが、支出にかかる支払先が記載された一覧表などではなく、個別の支払いに係る領収証等もすべてについて揃っているわけではなく、不備が見られた。</p>	<p>業務委託先から提出された請求書や領収証、通帳の写しによりすべての支払いの事実について確認をしているものの、指摘にある領収証や「委託先からの支出にかかる支払先が記載された一覧表」は検査を容易にする証憑書類として今後の参考にします。</p>
			【不措置】
92	産業政策課	第1 産業政策課 1－16 産業見本市開催費負担金 意見10 <p>令和3年度は、実行委員会の振返りの会議でも、コロナ対応や来場者数の減少に対する出展者の不満が多かった、出展ブースでの商談成立見込額（約3,888万円）に対してオンライン個別商談会での商談見込額（約322万円）が少なく効果に疑問があった、出展者・来場者とも顔ぶれが固定化してマンネリ化が感じられるなどといった意見が見られた。市が多額のコスト負担をしていることを踏まえ、産業見本市の今後のあり方について、費用対効果の観点から十分な検証や改善が続けられることを期待する。</p>	<p>産業見本市における出展者・来場者の推移や各施策の効果については、実行委員会で集計結果を共有したうえ、産業見本市のあり方を協議しました。その結果を踏まえ、令和5年度においては今後の地域経済の活性化に資する事業となるよう改善に取り組んでいます。</p>
			【措置済み】
99	成長産業・イノベーション推進課	第2 成長産業・イノベーション推進課 2－1 地域イノベーション戦略推進事業（新潟ＩＰＣ財団補助金） 意見11 <p>航空機関連産業の振興を支援する新潟市の取組は、産官学共同で継続的に新規分野へのチ</p>	<p>航空機関連産業振興については、これまで国の交付金を活用しながら実施してきてお</p>

		<p>ヤレンジを図ったものとして、新潟市の産業政策において特筆されるべきものであるが、売上高や雇用者数等の一定のKPIが示されているとはいえ、この間の15年間の取組についての中間的な総括がなされた資料などは作成されていない。これまで新潟市が投下してきた多大な金銭的投資や人的投資を踏まえると、航空機関連産業振興についての中間的な総括を実施することが望まれる。</p>	<p>り、年度ごとに評価してきましたが、中間的な総括については、今後検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
102	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-2 コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証補助事業</p> <p>指摘8</p> <p>補助事業者の人件費を補助対象経費に含むものとして補助金が支払われている事例が見受けられたが、要綱において補助対象経費となる「開発費」に補助事業にかかる人件費が含まれることが必ずしも明確となっていない。仮に、補助対象経費に人件費を含ませるのであれば、要綱上で「人件費」ないし「直接人件費」といった項目を明記し、算出方法や上限額等を明記すべきである。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。類似の補助事業「新潟市概念実証支援補助金」については、令和5年度より、要綱に補助対象経費として「直接人件費」及び「旅費」を明記し、その算出方法等についても「事務処理の手引き」を別に定め明らかにしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
107	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-3 DXプラットフォーム構築事業</p> <p>指摘9</p> <p>5Gオープンラボ整備運用業務について委託業者の責による履行遅延があったのに対し、対応の記録について委託業者から打合せ簿の提出を受けて保管するに留まっていた。事実上の履行猶予の措置であり、契約上請求しうる遅延損害金を請求しないとの判断を含むものであるから、新潟市内部の判断過程を記録した書類を残しておくべきであった。</p>	<p>遅延の経緯としては、NTT ドコモ側から遅延の一報があり、それを受けて課内で情報共有し、報告書類として文書による速やかな報告を求めました。その後、竣工可能な日程を確認する等、双方による協議をした上で、早急な竣工を行うよう指示するとともに、打合せ簿として整理するよう併せて指示しました。この打合せ簿が双方協議した記録であり、本市としての対応記録であると認識しております。双方で文書として保管しています。</p> <p>今後は、双方において契約事項を遵守するとともに、契約事項の確認を徹底し、本市における判断過程の記録を残すなど適正な事務処理がなされるよう再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
107	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-3 DXプラットフォーム構築事業</p> <p>指摘10</p> <p>概念実証支援補助金事業の補助事業者（本店所在地は新潟市中央区、代表取締役の登記上の自宅は東京都内）が新潟市中央区内で実証実験を行うための代表取締役の東京から新潟への旅費や宿泊費も補助対象経費として補助金が交付されていた。自宅から会社に通勤する費用を補助対象経費とするに等しく、不適切であるというべきである。</p>	<p>本社所在地は新潟市ですが、代表取締役が本社に日常的に通勤している実態ではないことから、居住地から本社への通勤費等を補助したという認識ではなく、代表取締役が実証事業を遂行するにあたり、新潟市内の実証地に出張した経費であるという認識です。交付にあたっては明らかに実証に関わる経費のみを旅費として対象としています。</p> <p>令和5年度からは、さらにその算出方法等</p>

			を明らかにするため「事務処理の手引き」を別に定めました。
			【措置済み】
108	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-3 DXプラットフォーム構築事業</p> <p>指摘11</p> <p>概念実証支援補助金事業において、補助事業者的人件費を補助対象経費に含むものとして補助金が支払われている事例が見受けられたが、要綱において補助対象経費となる「開発費」に補助事業にかかる人件費が含まれることが必ずしも明確となっていない。仮に、補助対象経費に人件費を含ませるのであれば、要綱上で「人件費」ないし「直接人件費」といった項目を明記し、算出方法や上限額等を明記すべきである。</p>	<p>令和5年度より、要綱を改正し、補助対象経費として「直接人件費」及び「旅費」を明記し、その算出方法等についても「事務処理の手引き」を別に定め明らかにしました。</p>
			【措置済み】
113	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-5 新潟市ソフトウェア産業協議会補助金</p> <p>意見12</p> <p>令和3年度は定額補助により485,000円が支給されているが、同団体の決算はほぼ収支均衡の状態にあり、支出額の約半額は会議費や懇親を図る事業の経費（これらは補助対象経費外）であり、若干の会費増額で市の補助分は補填できる状況にある。今後は、定額補助のあり方を見直すべきである。</p>	<p>同協議会の会費収入をはじめとした団体の収支・活動予算については、団体側の運営自体に関するものであると理解しています。本補助金は技術向上・人材育成等に対する事業を行うことで、業界の発展に努力している同協議会に対し、一定額の支援をすることで業界の振興と地域産業の活性化を図ることを目的としているため、検討した結果、現時点においては現状の取扱いを継続することとしました。</p>
			【不措置】
115	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-6 スタートアップ支援事業</p> <p>指摘12</p> <p>フードテック＆アグリテックを軸としたスタートアップエコシステム形成事業に係るコンサルティング及びセミナー運営業務委託の公募型プロポーザルによる契約について、1社の参加しかなかった。プロポーザルに参加するための準備期間において他社の参入は非常に困難であったものと考えられ、契約締結における競争性確保の面での配慮が不十分であった。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しました。指摘内容を踏まえ、今後プロポーザル方式により委託者を選定する場合においては、競争性確保のために公募期間を十分に確保するなど、より実施方法に配慮します。</p>
			【不措置】
118	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-7 創業サポート事業（店舗）</p> <p>意見13</p> <p>本事業の成果指標として、新規採択件数を参考しているが、具体的に何件の新規採択件数を目指すのか目標数値が設定されていない。事業の見直しの必要性等の判断材料とするために</p>	<p>補助金取扱基準にて新規採択目標を設定、公表しているため、現状の対応を継続することとします。</p>

		も、本事業の成果指標の目標数値として新規採択の具体的な件数を設定することを検討されたい。	【不措置】
118	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-7 創業サポート事業（店舗）</p> <p>意見14</p> <p>本事業の補助金交付要綱には交付決定の際の審査基準について規定されていないものの、実際の審査に際しては項目ごとの採点が行われていた。募集要項には審査基準が明記されているものの、本事業を利用しようと考える事業者の予見可能性をより高め、要綱にしたがって交付決定がなされたことをより明確に示すことができるところから、要綱上に審査基準に関する規定を設けることが可能かどうか検討されたい。</p>	<p>意見を踏まえ、令和4年度末に検討しましたが、要綱も募集要項も同時に公表していることから、募集要項を別に定めて審査基準を明記し、募集時に公表する現状の対応を継続することとします。</p> <p>【不措置】</p>
121	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-8 創業サポート事業（オフィス）</p> <p>意見15</p> <p>要綱で創業のほか創業から3年未満の事業者が新事業を行う事業者も補助の対象とされており、令和2年度に本事業を利用して月額5万円の補助を受けた事業者が、別の事業を行うために令和3年度にも本事業を利用して月額5万円の補助を受けたものがあった。創業から3年未満の事業者とはいっても、既存の事業者が新事業を行うことから直ちに新たな事業所が必要となるものではなく、そのような事業者に補助金の交付をすることが創業の支援といえるかは疑問が残る。本事業の事業目的などを踏まえて補助対象等の見直しが必要か検討されたい。</p>	<p>意見を踏まえ、令和4年度末に検討しましたが、創業期の事業転換への支援は必要であるため、現状の対応を継続することとします。</p> <p>【不措置】</p>
121	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-8 創業サポート事業（オフィス）</p> <p>意見16</p> <p>本事業の成果指標として、新規採択件数を参照しているが、具体的に何件の新規採択件数を目指すのか目標数値が設定されていない。事業の見直しの必要性等の判断材料とするためにも、本事業の成果指標の目標数値として新規採択の具体的な件数を設定することを検討されたい。</p>	<p>補助金取扱基準にて新規と継続を含めた支援目標を設置、公表しております。</p> <p>【不措置】</p>
122	成長産業・イノベーション推進課	<p>第2 成長産業・イノベーション推進課 2-8 創業サポート事業（オフィス）</p> <p>意見17</p> <p>補助金交付の審査にあたって実際に考慮した項目と要綱に規定された項目とが必ずしも一致していない。実際の審査にあたって考慮した項目で、要綱に規定された項目が十分に勘案されたのか、十分に勘案されていないとすれば、実際の審査で考慮した事項と要綱に規定された事項のどちらを見直す必要があるかなど</p>	<p>令和5年度より新たに募集要項を別に定めて具体的な審査基準を明記し、募集時に公表するよう改めました。</p> <p>【措置済み】</p>

		の検討をされたい。	
125	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-1 西堀地下駐車場管理運営費</p> <p>意見18</p> <p>令和3年度の稼働率を見ると、13時から16時の時間帯で平日約70%、休日約32%となっている。以前は休日の買物客の利用が多かったのに対して、現在は、平日の中央区役所やふるまち庁舎などの来庁での利用客が多い一方で、休日の買物客による利用が減少していることを反映した結果と思われる。古町地区への中央区役所移転やふるまち庁舎開設の一方で、商業施設の撤退が相次ぐなど、西堀地下駐車場取得時とは異なる周辺環境を踏まえた市営駐車場のあり方を検討するべきである。</p>	<p>意見を踏まえ、令和6年度以降の指定管理者選定に向けて、周辺環境に合った市営駐車場の運営方法について具体的な検討を行っています。検討結果を募集要項、業務仕様書に反映し、7月下旬開催予定の指定管理者申請者評価会議にて、意見を伺うこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
128	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-2 西堀地下施設改修事業</p> <p>意見19</p> <p>耐震改修工事に係る総事業費4億2,000万円のうち、国の補助金1億4,000万円と同額の市協調補助金を除いた残額の1億4,000万円について、市の所有部分の負担金の他に新潟地下開発（株）の所有部分の負担金についても市の地下街防災推進事業費補助金の交付を受けるため、結局、地下開発の負担額はゼロとなっている。経営改善に向けた抜本的な対応が求められている地下開発に対する市の補助については、市民や議会の関心も高いと思われるため、同社に対する直接補助に限らず、実質的な市の補助額も含めて市民に分かりやすく説明するように努めるべきである。</p>	<p>本事業は、国の地下街防災推進事業のスキームにおいて国庫補助を利用して、地下街の防災対策を進めるものです。国庫補助及び、制度における地公体協調補助分を除いた残りが、事業主体の負担となります。</p> <p>建物の共有者である新潟地下開発㈱が応分の負担をできないことを理由に、公共施設の防災対策が進まないことは、公益を損なうとの考えのもと、安全確保のため同社負担相当分を市が支出しているものです。</p> <p>支出の目的や公益性を明確にするため、補助制度を設けて取扱基準を公表する等、市民への周知に努めています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
133	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-3 中小企業制度融資貸付金</p> <p>指摘13</p> <p>制度融資手続関係の書類について、誤記や不備（貸付期間・売上額・チェック箇所の誤記、借換返済や保証の種類についての記載漏れ等）について訂正を指示せずに、そのままとなっている事例が散見された。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、誤記や不備があったものについては訂正を行い、同様の誤りが今後起こらないよう、各区担当課長会議及び事務担当者説明会でも本案件を共有いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
133	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-3 中小企業制度融資貸付金</p> <p>意見20</p> <p>新事業展開資金貸付金の創設に際し、金融機関と利率や協調倍率（貸付金に占める市の預託金の比率）について協議がなされているが、市の預託金の比率を高めること</p>	<p>市の預託割合の低下は、制度融資に係る市の関与の低下につながり、利率などの融資条件や融資にあたっての金融機関の審査などに影響を及ぼす可能性があると考えます。</p>

		<p>についての希望はなかったとのことである。昨今の低金利で金余りの状況からすれば、市の預託金の重要性は低下しているので、金融機関と預託金の比率を下げる方向で見直しの協議をする機会を持つことが望まれる。</p>	<p>今後、市中金利の動向等を踏まえ、適切なタイミングで協議の場を設けます。</p> <p>【検討中】</p>
140	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-6 商店街活性化ステップアップ事業</p> <p>意見21</p> <p>複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和元年度や令和2年度の実績件数をそのまま目標値としているに過ぎない。来街者や集客数及び売上増加率などの成果指標を設定して取り組むべきである。また、活動指標を補助実績件数とする場合でも、各区の目標件数を積み上げたうえで市全体の目標件数を設定するなど、より合理的な活動指標を設定すべきである。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しました。今後、他の事業の活動指標や成果指標を設定する際は、本意見を踏まえてより合理的な活動指標を設定するよう留意します。</p> <p>【不措置】</p>
142	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-7 商店街環境整備事業</p> <p>指摘14</p> <p>「消費税仕入控除税額の取扱い」の記入がない実績報告書を受理したまま補助金の交付決定を行っている例が見受けられた。これは、補助金の一部返還が必要となる補助事業者か否かの確認を市が行わないまま補助金の額を確定し、交付していることを意味する。結果として補助金の返還は不要な事案であったものの、不適切な事務処理が行われており、再発防止に努めるべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、事務を担う区役所産業振興担当課の課長及び担当者に対して、指摘事項の共有と注意喚起を行いました。</p> <p>また、部内の各課補助事業との比較検討を行い、令和5年度4月以降は、補助対象経費を税抜きとすることとしました。</p> <p>【措置済み】</p>
143	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-7 商店街環境整備事業</p> <p>意見22</p> <p>複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、次年度予算編成の参考として商店街に対して本事業の活用見込みを調査した結果をそのまま目標件数としたものに過ぎない。本事業の目的に照らせば、商店街への来街者数や歩行者通行量、商店街における売上等の指標が成果指標となり得るが、市はこれらのデータを把握していない。市民に対して事業成果や事業目的の達成状況を説明し得るような活動指標や成果指標を設定したうえで取り組むべきである。</p>	<p>本事業は、消費者の利便性、快適性、安全性の向上や商店街の振興及び美化を図ることを目的に共同施設の新設、改修等を支援するものです。</p> <p>商店街への来街者数や歩行者通行量、売上等の状況は、様々な外的要因の影響を受けるものであり、補助金による効果だけを分離して数値により評価することは困難なため、成果指標にはなじまないと考えています。</p> <p>【不措置】</p>

145	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-8 商店街LED灯街路灯等維持管理事業</p> <p>指摘15</p> <p>新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱で定める実績報告書の様式を使用せず、平成28年度以前の古い様式の実績報告書を使用している例や、補助事業者における「消費税仕入控除税額の取扱い」を口頭でのみ確認している例が散見された。旧様式では、課税事業者ではないため実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額を減額する必要のない補助事業者と、減額の必要はあるが減額すべき金額がまだ確定していない補助事業者との区別がつかない。記入を求める目的や趣旨の周知徹底を図るとともに、区役所の業務も含めて、不適切な事務処理を見過さない実効性のある事務決裁を行うべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、事務を担う区役所産業振興担当課の課長及び担当者に対して、指摘事項の共有と注意喚起を行いました。</p> <p>また、部内の各課補助事業との比較検討を行い、令和5年度4月以降は、補助対象経費を税抜きとすることとしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
148	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-8 商店街LED灯街路灯等維持管理事業</p> <p>意見23</p> <p>複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、次年度予算編成の参考として商店街に対して本事業の活用見込みを調査した結果をそのまま目標件数としたものに過ぎない。商店街の活性化と防犯面から地域の安全、安心の向上を図ることを本事業の最終的な目的とするのであれば、来街者数などの商店街活性化の成果を示す指標や犯罪発生件数などの防犯面の成果を示す指標及び商店街利用者からの評価など、間接的又は最終的な成果指標など次善と考えられる指標を設定して事業に取り組むべきである。</p>	<p>本事業は、商店街の活性化及びまちなかの安心・安全の向上を図るために、商店街の街路灯等の電気料を補助するものです。</p> <p>数値目標の設定が困難なことから、令和5年4月から補助金実績報告書等によりLED灯街路灯等の利用状況を確認し、総合的に事業を評価します。</p> <p>また、商店街の来街者数は、様々な外的要因の影響を受けるものであり、補助金による効果だけを分離して数値により評価することは困難なため、本事業の成果指標にはならないと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
151	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-9 地域拠点商業活性化推進事業</p> <p>意見24</p> <p>複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和元年度の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。本事業の目的に照らせば、来街者や集客数及び売上増加率などの成果指標を設定して取り組むべきである。また、活動指標を補助実績件数とする場合でも、各区の計画に基づく目標件数を積み上げたうえで市全体の目標件数を設定するなど、より合理的な活動指標を設定するべきである。</p>	<p>本事業の根拠となる地域拠点商業活性化推進事業計画の計画期間は令和4年度で終了しました。</p> <p>今後他の事業の活動指標や成果指標を設定する際は、本意見を踏まえてより合理的な活動指標を設定するよう留意します。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>

154	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3－10 チャレンジショップ事業</p> <p>指摘16</p> <p>新潟市チャレンジショップ運営委員会（市も構成員）の規約では、事務局は新潟地下開発（株）に置くことになっているが、実際に地下開発が担当しているのは主に経理面の事務のみであり、出店者選定に伴う事務は商業振興課が行っている。また、市の職員が監事となっており、会計及び業務を監査することになっているが、監査報告書などは作成されておらず、監査を実施した記録は残されていなかった。運営委員会で開催した会議の議事録は整備されておらず、会計についても個々の取引を記録した会計帳簿などは存在せず、預金通帳の記録から年間の収支決算書が作成されているだけであった。このように規約の一部が組織運営の実態と整合しておらず、規約として不十分な点が見受けられた。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和5年度より、規約第14条の委員長が別に定めるものとして、組織運営の役割分担を規定しました。また、令和4年度の収支決算報告から、監査報告書及び会議概要の作成を行っています。会計帳簿については、令和5年4月より作成しています。</p> <p>【措置済み】</p>
155	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3－10 チャレンジショップ事業</p> <p>意見 25</p> <p>本事業の活動指標として「新規出店5件以上」とする目標を設定し、成果指標として「独立開業者数延べ36者以上」とする目標を挙げているが、空き区画が発生してもチャレンジショップの家賃を市の補助金から支払い続けなければならない条件の中で、活動指標を新規出店5件以上とするだけで十分か明らかではないうえに、成果指標としている独立開業者数延べ36者以上についても、本事業の目的である古町地区を含む中心商店街全体の活性化や空き店舗減少の指標としては直接の関連性はない。より合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。</p>	<p>本事業は、中心市街地の活性化及び空き店舗減少を目的に、創業希望者や新規事業を開拓する事業者の将来の独立開業や店舗展開を支援するものであり、新規出店を契機に独立開業することで空き店舗減少に資することから、適切な目標設定と考えます。</p> <p>また、中心商店街の空き店舗数は、様々な外的要因の影響を受けるものであり、補助金による効果だけを分離して数値により評価することは困難と考えています。</p> <p>【不措置】</p>
158	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3－11 中心市街地商店街（西堀ローサ）活性化事業</p> <p>意見 26</p> <p>本事業の活動指標として「前年度のイベント実施回数(163回)以上」とする目標を設定し、成果指標として「よろっtoローサの年間来客数12,300人以上」とする目標を挙げているが、事業目的を達成するために必要十分な回数が明らかではないうえに、成果指標としているよろっtoローサの年間来客数は、西堀ローサの活性化の指標とはなり得るとしても、本事業の目的である古町地区を含む中心市街地全体の活性化の指標としては直接の関連性はなく、適切な成果指標とは言えない。本事業の目的に照らして、より合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。</p>	<p>令和5年度から、来場者に対し、来場前後の周辺地域での消費活動などについてアンケートを行うこととし、これにより来場者の動向を把握し、事業の評価を行うとともに、来場前後の古町地区での消費活動等の有無を確認し、その割合を成果指標として設定しました。</p> <p>【措置済み】</p>

161	商業振興課	<p>第3 商業振興課</p> <p>3－12 古町地区空き店舗活用事業</p> <p>意見 27</p> <p>複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、本事業へ移行する前の令和2年度の次世代店舗支援事業の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。次年度予算編成の参考として商店街から回答を得た補助制度利用希望調査票に記載のあった空き店舗数をそのまま集計しているに過ぎず、正確な空き店舗数や空き店舗数の推移などは把握していない。事業目的を再確認するとともに、事業目的に即した合理的な活動指標や成果指標を設定するべきである。</p>	<p>本事業を契機に出店することが、空き店舗減少に資することから、適当な目標設定と考えます。</p> <p>空き店舗数は、様々な外的要因の影響を受けるものであり、補助金による効果だけを分離して数値により評価することは困難なため、本事業の成果指標にはなじまないと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
163	商業振興課	<p>第3 商業振興課</p> <p>3－13 商店街空き店舗活用事業</p> <p>指摘 17</p> <p>本事業の募集要項において、補助金の補助対象者を「商店街内の空き店舗へ事業の継続性が認められる店舗を新たに出店する者」としているが、商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱では、補助金の趣旨を商店街区へ事業の継続性が認められる新たな店舗を出店する中小企業者等が行う事業を対象に補助金を交付するものとし、補助金の交付の対象についても「空き店舗に」出店する者に限定した要件は定めていない。補助対象者の範囲について要綱の規程には不備があるため、早急に改定を行う必要がある。</p>	<p>本要綱第1条に「商店街区の空き店舗に出店する事業者のうち」を加える改正を行い、令和5年4月1日付で施行しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
164	商業振興課	<p>第3 商業振興課</p> <p>3－13 商店街空き店舗活用事業</p> <p>意見 28</p> <p>複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、本事業へ移行する前の令和2年度の次世代店舗支援事業の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。次年度予算編成の参考として商店街から回答を得た補助制度利用希望調査票に記載のあった空き店舗数をそのまま集計しているに過ぎず、正確な空き店舗数や空き店舗数の推移などは把握していない。事業目的を再確認するとともに、事業目的に即した合理的な活動指標や成果指標を設定するべきである。</p>	<p>本事業を契機に出店することが、空き店舗減少に資することから、適当な目標設定と考えます。</p> <p>空き店舗数は、様々な外的要因の影響を受けるものであり、補助金による効果だけを分離して数値により評価することは困難なため、本事業の成果指標にはなじまないと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
167	商業振興課	<p>第3 商業振興課</p> <p>3－14 地域のお店応援商品券発行事業</p> <p>意見 29</p> <p>地域のお店応援商品券発行事業のようなプレミアム商品券事業では、商品券の購入者が購</p>	<p>余剰金の使途については、地域住民に還元されるような施策に活用する等、適切な取扱</p>

		<p>入した商品券を結果的に使用できない場合、市から補助を受けている実行委員会において余剰金が発生するが、市の補助金の対象となるプレミアム分相当額から生じた余剰金については市に返還されているものの、それ以外の部分から生じた余剰金については実行委員会に留保されている。この留保された余剰金の使途について、市は市民の理解が得られるような使途を検討するように実行委員会に対して助言しているとのことであるが、市がオブザーバー参加のみで構成員となっていない実行委員会に対する通知は文書により行なうことが望ましい。</p>	<p>いを行うよう、令和5年3月に文書にて助言を行いました。</p> <p>【措置済み】</p>
170	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-15 地域を支える商店街支援事業</p> <p>指摘 18</p> <p>「消費税仕入控除税額の取扱い」の記入が誤っている実績報告書や無記入の実績報告書を受理したまま補助金の交付決定を行っている例が散見された。結果として補助金の返還は不要な事案であったものの、過大な補助金の交付につながりかねない要綱に違反した不適切な事務処理であった。市は、補助事業者に対して実績報告書の「消費税仕入控除税額の取扱い」に係る記入を求める目的や趣旨の周知徹底を図るとともに、不適切な事務処理を見過ごさない実効性のある事務決裁を行なうべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、事務を担う区役所商業振興担当課の課長及び担当者に対して、指摘事項の共有と注意喚起を行いました。</p> <p>また、部内の各課補助事業との比較検討を行い、令和5年度4月以降は、補助対象経費を税抜きとすることとしました。</p> <p>【措置済み】</p>
171	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-15 地域を支える商店街支援事業</p> <p>意見 30</p> <p>複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和2年度実績を上回ることを目標件数としたものであり、事業目的を達成するために必要十分な件数と言えるのかは明らかではない。本事業の目的に照らし、事業目的を達成するために補助対象となる商店街のうち、どれだけの数の商店街に対して補助を行うことができたかといった活動指標や商店街における消費喚起や利用促進の効果がどの程度あったかといった成果指標などを目標としたうえで事業に取り組むべきである。</p>	<p>令和5年4月から、商店街が行なう事業については基本的に売上又は集客目標の達成状況により事業を評価し、事業の効果を測定します。</p> <p>事業実施時以外の商店街の来街者数や歩行者通行量、売上等の状況は、様々な外的要因の影響を受けるものであり、補助金による効果だけを分離して数値により評価することは困難なため、本事業の成果指標にはなじまないと考えています。</p> <p>【不措置】</p>
174	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-16 パーティション設置促進補助事業</p> <p>指摘 19</p> <p>補助金交付申請書兼実績報告書における誓約事項について、要綱上の様式において申請者の自署を求めているにもかかわらず、申請者の法人ゴム印、個人ゴム印、個人の印字など記名によるものを容認していた事例が散見された。署名と記名とは法的に異なる位置づけとなっており、要綱違反にあたる。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。申請者に改めて誓約事項の記名の補正を求めるることはしませんが、今後、他の事業において同様の事案が発生しないように事務を執行します。</p> <p>【不措置】</p>

175	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-16 パーティション設置促進補助事業</p> <p>指摘 20</p> <p>個人事業主であることを裏付けるための添付書類としては食品衛生法上の飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写ししか求めていないところ、飲食店営業許可書の名義人ではない同居の親族による申請に対して補助金を交付している事例が見受けられた。補助事業対象者の要件は、個人事業主であることを前提に、同人について市税の納付や反社該当性などの様々な要件が課されるのであるから、事業主の認定について、客観的資料に基づかずに判断されることは不適切である。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に実施したものですが、適正な公金支出のために書面のみで確認できない部分は、補完的に電話や現地確認等により事実確認を行ながら交付決定をしました。</p> <p>今後、他の事業において同様の事案が発生しないように事務を執行します。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
179	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-18 走りだす商店街支援事業</p> <p>意見 31</p> <p>採択された補助事業の中に、商店街団体と連携して買い物代行による移動販売事業を行うものがあった。事業内容としては、県の補助金の採択基準を充たすことができない見込みであったため、県の補助金の申請は行わず、市の補助金のみの申請となり、採択された。県とは違う評価であったことになるが、補助事業に対する事業性の評価については、可能な限り客観的な根拠を重視して採択の可否を決定することが望ましい。事業の結果が出るのはこれからなので、補助金交付後のモニタリングを励行されたい。</p>	<p>県の補助金は、市を通じて補助する間接補助金であり、県の基準により採否が決定されるものです。本案は、申請前の県との事前調整段階で県の基準を満たさない見込みであったことから、申請しないことが妥当と判断しています。市としては、市の基準に基づいて事業性を評価し、採択したものです。</p> <p>本事業は令和4年度で終了しましたが、営業開始後4年間は、営業状況報告書を提出することとしているので、当該書類によりモニタリングを実施します。なお、令和5年6月30日付けで営業状況報告書の提出を求める依頼文を発出しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
182	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-19 O h !弁当で地域のお店応援事業</p> <p>指摘 21</p> <p>本事業の登録店の中には、弁当の販売個数と税抜き単価を確認することのできるレシート、伝票、請求書、領収書の類がなく、エクセルによる簡素な帳簿や單なるメモ書きのような信憑性を確認しようのないものの提出にとどまる登録店や、全く書類の提出がない登録店もあったが、市は、署名のある交付申請及び実績額明細書の記載をもって代替する書類と認めるといった対応を行っていた。また、領収書がある登録店でも、店舗規模に比較すると不自然と思われるほど利用回数や販売個数が多く、かつ、1個あたり3,000円のクーポン分の値引きをしない額の領収証（税抜き）であるなど、実際に交付申請のとおりに販売がなされたのか疑念を感じるものも存在した。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。経営状況がひっ迫している飲食店への速やかな支援を目的に、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に実施したものですが、適正な公金支出のために書面のみで確認できない部分は補完的に電話などにより不正がないか事実確認を行ながら交付決定を行いました。</p> <p>今後、他の事業において同様の事案が発生しないように事務を執行します。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>

183	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-19 O h !弁当で地域のお店応援事業</p> <p>指摘 22</p> <p>本事業による補助を受けた登録店を複数経営する法人であるA社は、多数回にわたり交付申請を行ったが、その中にはA社の交付申請及び実績額明細書に申請担当者として記載されている者であるBが利用者として、団体等名を「A社」としているものが複数回見受けられた。A社自身が弁当代を支出しているのか、A社内のBら有志が自費で弁当を購入しているかについては、書類上判別できない。利用者は個人であるとしても、本事業の要綱上も利用者についての要件は特に明記されておらず、かつ、団体等名の記載が持つ意味も必ずしも明確ではないため、登録店自体が自ら経費を支出して従業員等を利用者として本制度を利用して補助を受けることが可能となっており、制度設計上、適切とは思われない。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。経営状況がひっ迫している飲食店への速やかな支援を目的に、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に実施したのですが、適正な公金支出のために書面のみで確認できない部分は補完的に電話などにより不正がないか事実確認を行いながら交付決定を行いました。</p> <p>今後、他の事業において同様の事案が発生しないように事務を執行します。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
186	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-20 中小企業指導・育成事業費補助金</p> <p>指摘 23</p> <p>本補助金は、会員である中小企業者に対し経営改善や技術発達などを目的に様々な事業を開拓している市内の商工会議所や商工会に対する補助金であるが、補助対象経費の具体的な内容や補助額の算定方法を定めた要綱や要領などは制定されておらず、新潟市補助金等交付規則に基づく取扱基準で定めた事業に対し、商工会等ごとに異なる金額で平成23年度から毎年同額の補助金を交付しているに過ぎないことが判明した。補助対象経費の範囲や補助額の算定方法などは、要綱や要領などで明確に定めるべきである。</p>	<p>補助対象経費の明確化も含め、今後の補助制度のあり方について、商工会と具体的な協議を行っています。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
190	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-21 新潟市商店街連盟補助金</p> <p>意見 32</p> <p>本補助金は、平成10年度から補助が開始されたものだが、慣行や前例踏襲により定額の補助金額が固定化するようになり、補助対象事業に対する上限とする補助率や上限額を定めるなど、定額補助による弊害が生じないような補助のあり方を検討するべきである。</p>	<p>意見を踏まえ、補助対象事業の実態や補助水準について、令和4年度末の実績報告時に適正なあり方を検討しましたが、組織を取り巻く状況に鑑みれば、交付申請時や実績報告等の商店街団体との関わりの中で、補助事業の適切性を検証し、助言や相談を続けていくことが大切と判断したため、現状の取扱いを継続することとしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
205	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-24 新潟地下開発株式会社</p> <p>指摘 24</p>	

		<p>新潟地下開発（株）は平成29年3月末に民間債務が完済となり、市に対する9億円の劣後貸付の返済が開始となるところ、古町地域におけるまちなか機能再編の影響を踏まえた同社の経営規模に見合う適正な返済計画を策定する必要があることなどを理由として、市は9億円の返済を当面の間、無利息で据え置く条件変更を行うこととし、劣後特約のない通常の貸付金への変更と併せて平成29年5月10日に金銭消費貸借条件変更契約を締結した。通常貸付の弁済条件は、平成30年度から毎年、半年毎に4,500万円の返済を行い、最終返済期日となる令和7年10月31日に2億2,500万円の返済を行うものとしており、平成30年3月31日までは無利息、それ以降の利息については別途協議して決定することになっていた。しかし、当初は、1年間を想定して平成29年に通常貸付の返済猶予を行ったにもかかわらず、令和4年4月1日付の条件変更契約に至るまで、毎年、地下開発の経営健全化に向けた具体的な対応や返済計画策定を検討したいといった理由により利息及び元本の返済猶予を繰り返している。市は、通常貸付9億円の回収方針や回収計画を明確にせずに、新潟市債権管理条例に定める履行期限の延長を行うこともなく、平成29年以降、問題の先送りとも言える対応を繰り返している。</p>	<p>本貸付金の回収については、経営再建による回収の見込みが厳しい一方で、市としては債権者であるとともに、中心市街地の在り方に責任を持つ立場であるため、単純な整理回収方針を打ち出すことが難しい状況が続いていました。現在、全庁的な検討を続けていた中で、今後の古町地区や地下街の在り方と併せて、債権回収方針を検討しています。</p> <p>早急に方針決定を行っていきますが、相応の期間も必要なことから、最終返済期日までの約定返済分については、債権管理条例に基づく履行延期の特約を令和5年3月31日に行いました。</p>	【検討中】
209	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-24 新潟地下開発株式会社</p> <p>指摘 25</p> <p>外郭団体評価における新潟地下開発（株）の評価は、同社の現状を受けて平成30年度から連続で「抜本的な対応が必要」との最下位の評価結果となっているが、この間、同社及び所管課の商業振興課では、抜本的な対応と評価し得るような対応を行っておらず、また、抜本的な対応を進めていくための具体的な計画も策定していない。市民の財産である貸付金9億円を無利息で貸し続けた場合には、それによって逸失利益が生じ続けているという認識を持ち、仮に地下開発の経営が周辺の再開発などの影響を受けたとしても、それによって西堀ローサの収益が劇的に改善するシナリオが描けないのであれば、その動向を待たずに市としての抜本的な対応方針を早急に決定するべきである。</p>	<p>指摘内容をふまえて、全庁的な会議の場を設けて、現状認識を共有し、取り得る方策を検討しています。</p> <p>早急に、新潟地下開発㈱の対応や、今後の西堀ローサの在り方について方針を決定します。</p>	【検討中】
211	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-24 新潟地下開発株式会社</p> <p>指摘 26</p> <p>市は、新潟地下開発（株）の民間債務が完済された翌年度の平成29年度から、入居時から見直してこなかった同社に支払う市関連施設の賃借料を従来の半分以下に引き下げている。平成28年度まで市の行政施設賃借料が周辺相場の賃借料よりも著しく高いことを認識しながら、減額交渉をせずに据え置く経済性を欠いた対応を続けていた。こうした市の対応は、実質</p>	<p>行政施設の家賃水準については、さまざまな要素を勘案して決定したものでしたが、当時の市議会でも度々議論がありました。古町の状況が大きく変わっていく中、平成29年度に周辺ビル家賃相場も考慮して、見直しを行いました。</p>	【不措置】

		的には、割高な賃借料の支払いを通じて地下開発の資金繰りを支援する「隠れ補助金」とも呼ぶべきものであり、経済性に反した不適切な対応であったと言わざるを得ない。	
212	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3－24 新潟地下開発株式会社</p> <p>意見 33</p> <p>商業振興策を推進する商業振興課が新潟地下開発（株）を担当すると、中心市街地活性化のために西堀ローサは必要であるという意識から、とにかく商業振興のために同社は存続させるといった偏った安易な方向に流れがちになるおそれがある。9億円の貸付金の最大限の回収を念頭に置けば、財務部や総務部など関係各部や外部専門家との連携と協力が不可欠である。市は、所管課の商業振興課だけに同社の対応を委ねるのではなく、様々な立場の視点から同社の課題に対処するプロジェクトチームなどを組織して、全庁的な関与の下で抜本的な対応に取り組むべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえて、全庁的な会議の場を設けて、現状認識を共有し取り得る方策を検討しています。</p> <p>早急に、新潟地下開発㈱の対応や、今後の西堀ローサの在り方について方針を決定します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
213	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3－24 新潟地下開発株式会社</p> <p>意見 34</p> <p>新潟地下開発（株）に対する貸付金については、債権者である市の所管課や債務者である地下開発においても、最終返済期日までの収益弁済による完済は困難であり、担保権が設定されている西堀ローサを市有化してその一部を回収することも選択肢の一つとの認識であり、貸付金残高から経営改善計画などにより今後の回収見込額を客観的に疎明できる金額や担保の処分見込額を除いた残額について徴収不能引当金を計上するなど、より合理的な地方公会計における会計処理のあり方を検討するべきである。</p>	<p>指摘内容にあるように、大口の個別債権について、返済猶予がなされている債権を正常債権として扱うことは、財政状況に関する情報開示の観点から検討が必要と考えます。例えば、計上すべき基準や開示ルールなど、適切な会計処理の在り方を関係部署と協議します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
219	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4－1 中小企業生産性向上設備投資補助金</p> <p>指摘 27</p> <p>本件補助対象事業の実績報告とは無関係の補助事業者の顧客に関する個人情報が掲載されているものが存在した。新潟市個人情報保護条例との関係で無用な事務負担が生じかねないため、上記書類が提示された段階でその受領をせず、提出をし直させるなどの対応が取られる必要があった。</p>	<p>令和5年度からは、補助事業者の顧客に関する個人情報など補助事業と無関係な情報が掲載されている書類は受理せず、再提出の対応としています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
222	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4－2 ITソリューション補助金</p> <p>指摘 28</p> <p>補助事業者に対し、事業計画書と実績報</p>	本補助事業は令和4年度で終了しました

		<p>告書にITツール導入効果の効果指標の記載を求めているが、①事業計画書と実績報告書とで異なる効果指標が記載されている事例、②実績として導入後1年以上先の決算期の想定額を記載するなど実績報告とはなっていない事例、③効果指標とした外注費について導入前の金額が提出された決算報告書と整合していない事例などが見受けられ、実質的に重視されていない運用となっていた。申請書類の書式において効果指標の記載を求め、専門家の助言も求めている以上、効果指標について一見して疑義が生じるような記載でも容認するのは妥当ではなく、当課による事後のフォローも適切になしえない。</p>	<p>が、後継の補助事業である「デジタル技術活用促進補助金」において、その対象事業要件として、付加価値や労働生産性などの向上を効果指標としています。</p> <p>効果指標については、交付申請及び実績報告時に提出された根拠資料（決算書など）を確認して疑義が生じることがないようにしています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
223	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-2 ITソリューション補助金</p> <p>指摘 29</p> <p>当課担当者から補助事業者に対し、実績報告書の提出期限である令和4年2月28日までの提出を電子メールにて促したところ、同年3月15日付で実績報告資料ができないので申請を取り下げたい旨の返信があった。それに対し、同年2月28日付の補助対象事業変更承認申請書を提出させて、同年3月30日付補助事業対象変更承認通知書（補助金交付決定額を0円に変更する内容）を交付するという処理がなされていた。既に実績報告書の提出期限を超過している以上、実質的に補助金を交付したものではないが、要綱の規定に違反していることは明らかであるから、日付を遡らせた変更申請により処理するのではなく、補助金交付決定取消しをすべき事案であった。</p>	<p>本補助事業は令和4年度で終了しましたが、後継の補助事業である「デジタル技術活用促進補助金」において、実績報告書が提出期限までに提出されなかった事案が生じた場合、補助金交付決定の取消しにより対応することにしています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
224	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-2 ITソリューション補助金</p> <p>指摘 30</p> <p>申請書を電子メールで受領した場合、当課でプリントアウトしてファイルに綴られているが、もととなるメールの保管ルールが明確となっていなかった。書類に作成者の押印がない場合、仮に当該文書の作成者が誰であるかが問題となったときには、デジタルデータが適切に保存されていない限り、文書の作成者を特定することは困難であるから、メールを受信するアドレスを限定したり、受信したメールの保存ルールを明確にし、課内で共有することが必要である。</p>	<p>申請書を電子メールで受領した場合の扱いや申請書の真偽の担保については、デジタル行政を推進していく中で、補助金申請にかかる全序的なメールの保存ルールや申請の真偽の担保に関わるものであり、それらを注視しながら対応していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
224	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-2 ITソリューション補助金</p> <p>指摘 31</p> <p>補助対象経費が6,015,000円、補助金額が</p>	<p>本補助事業は令和4年度で終了しました</p>

		<p>4,000,000円の交付決定を受けていた補助事業において、補助事業者から提出された実績報告書では支出合計6,015,000円、補助金交付申請額1,000,000円との記載がなされていたが、訂正されたものの提出を求めるところなく、確定額を4,000,000円とする補助金交付確定通知書を作成し、補助金を交付していた事例が見受けられた。補助金申請額の記載は、重要な事項に関するものであるから、誤記が明らかな場合であっても、きちんと訂正を求めるべきである。</p>	<p>が、後継の補助事業である「デジタル技術活用促進補助金」において、重要な事項については、誤記が明らかな場合であっても、訂正又は再提出を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
225	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-2 ITソリューション補助金</p> <p>意見 35</p> <p>本補助金事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、社内の環境整備や課題解決を進める事業者に対し、ITツールの導入費用の一部を支援するものであり、ITツールは「社内の環境整備や課題解決に資するソフトウェア、ハードウェア、役務（付帯サービス）などをいう。」と定義され、対象となるITツールの範囲が極めて広範に定められている。実際に、ノートパソコンや複合機等の汎用機器の購入費用や一般的な文書管理ソフトの導入費用が補助対象となっているものが少なからず見受けられたが、そのような補助金の利用が制度の趣旨に沿うものか疑問である。今後は、対象とするITツールについて適切な限定を設けることも検討されるべきである。</p>	<p>本補助事業は令和4年度で終了しましたが、後継の補助事業である「デジタル技術活用促進補助金」において、パソコンなど単なるハードウェアの入替は、補助対象外となるよう見直しを行いました。ただし、ソフトウェアの導入によりハードウェアの入替が必須な場合は対象としています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
225	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-2 ITソリューション補助金</p> <p>意見 36</p> <p>本制度の対象事業は、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」にて重点的に支援すると位置付けた6分野及び創業サポート事業（オフィス）の補助対象業種とされているが、補助対象業種の区分の合理性に疑問が感じられた。商業振興課が所管していた店舗系の業種を対象外とした結果であるというが、所管課による対象業種の区分は一応の区分でしかないうえ、本制度の対象業種が広範であり、かつ、対象とするITツールがノートPCや複合機等といった業種を問わない汎用機器をも含むがゆえに、区別の合理性を見いだすことが困難となっている。対象事業の業種の範囲を適切に見直すことを検討されたい。</p>	<p>本補助事業は令和4年度で終了しましたが、後継の補助事業である「デジタル技術活用促進補助金」において、対象事業の業種の範囲についても検討し、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」にて位置付けた6分野を除外しました。</p> <p>企業（営利目的）への支援を目的としているため、国家資格に基づく士業系事務所や教育、医療、福祉などの分野は、基本的に支援対象としていません。</p> <p>また、小売業や飲食店などは商店街支援事業において、デジタル技術の導入も対象となることから支援対象としていません。</p> <p>引き続き、対象事業の業種の範囲については、補助金評価などの機会に見直すこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
226	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-2 ITソリューション補助金</p> <p>意見 37</p> <p>成果指標の目標数値の設定について、「企</p>	<p>本補助事業は令和4年度で終了しました</p>

		<p>業によって課題の内容が異なり目標数値を設定することが困難なため」として、具体的な目標値が定められていない。例えば、本事業を利用して整備した IT ツールによって達成された作業効率化の内容（短縮された作業時間の長さ、付加価値額、労働生産性等）、補助事業者に対するアンケート結果など様々な視点で目標数値を設定することが考えられるが、制度趣旨に立ち返り、指標のあり方を検討していただきたい。</p>	<p>が、本事業の主な効果（テレワーク実施、出社率、リモート会議実施、出張回数、オンライン受注数）については、事業終了後もアンケート調査により効果測定します。</p> <p>また、後継の補助事業である「デジタル技術活用促進補助金」では、制度設計の中で、要件（指標）についても、検討しました。その結果、付加価値や労働生産性などの効果指標向上を対象事業要件にするとともに、総合計画実施計画で付加価値向上を取組指標としています。</p>
			【措置済み】
234	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4－6 工業振興条例助成金</p> <p>意見 38</p> <p>新潟市工業振興条例助成金施行規則 7 条は、新潟市工業振興条例助成金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後 1 月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定もないが、実際には期限後の申請でも助成金交付申請を受理する取扱いがなされていた。上記申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても規則上明示され、限定される必要がある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延など想定外の事象への対応として、取扱の例外を定める規定を追加（改正）する予定です。</p> <p>改正規則施行日 令和 6 年 4 月 1 日予定</p>
			【検討中】
237	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4－7 情報通信関連産業立地促進事業補助金</p> <p>指摘 32</p> <p>新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱によれば、本補助金の交付を受けるためには補助事業者が賃貸借契約開始後 1 年以内に操業を開始していることが要件の一つとなっており、補助金の交付の指定を受けた者は操業を開始したときは遅滞なく市長に届け出なければならない旨を定めているが、遅滞なく届け出がなされていなかったり、操業開始日について操業開始届と雇用要件審査表とで齟齬が生じている事案が見受けられた。操業開始日は雇用要件の基準日に影響するため、操業開始日に齟齬が生じることや、賃貸借契約から 1 年間の範囲内で操業開始日を補助事業者が任意に設定しうるとの解釈に基づく運用は適当ではないというべきである。</p>	<p>令和 5 年度からは、補助事業者に対し、操業開始後遅滞なく届け出するよう求め、操業開始日は実際の操業開始に基づいたものとしています。</p>
			【措置済み】
238	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4－7 情報通信関連産業立地促進事業補助金</p> <p>意見 39</p> <p>コンタクトセンター（コールセンター）の</p>	<p>本市では主に IT 企業やコンタクトセンタ</p>

		<p>誘致については、大規模な雇用が期待できる反面、従業員の給与水準は決して高くなない。もとより、労働条件については、働く側のニーズや職業スキルによる部分もあるので、非正規で給与条件が高くない雇用だとしても、これを否定的に評価することは一面的であるが、新潟市の掲げる「市民所得の向上」という目標を達成するためには、給与等の労働条件のよい雇用が生まれることが求められている。その意味では、成果指標としては、新規雇用者数だけではなく、雇用の質（正規・非正規の別や給与条件）を反映したものも設定されることが望ましい。</p>	<p>一を対象として企業誘致を推進しています。企業誘致により、新たな雇用を創出するとともに、拠点性を向上させ、本市経済をさらに活性化させることができ、市民所得の底上げとなり、「市民所得の向上」に繋がると考えています。</p> <p>給与条件などが「所得の向上」に繋がることも承知していますが、まずは、企業誘致件数・雇用数を増やしていくことが重要と考えています。</p>	【不措置】
241	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-8 本社機能施設立地促進事業補助金</p> <p>意見 40</p> <p>令和3年度の補助事業者は1件であるが、賃料補助として500万円という少なくない金額を支払っている一方で、雇用者数は目標数値に届かない状況となっている。事業活動の結果であるからやむを得ないものであるが、他方で補助額に見合う経済効果をどのようにみるかという評価尺度自体は、本事業の評価という観点からは必要である。例えば、市内における付加価値額といった指標をもって、雇用者数以外の本社移転効果を把握することも有益であると思われる。</p>	<p>雇用者数の目標数値は、補助事業者の計画であり、事業活動の結果として計画どおりとならなかつたものです。</p> <p>一方、補助金の交付には、新規常用雇用者5名以上の交付要件を満たす必要があり、補助金額や補助率、限度額、交付要件等についても、妥当なものであると捉えています。</p> <p>また、本補助金は、本社機能の移転等を促すことでの良質な雇用及び地方への新たな人の流れの創出を図ることを目的としています。</p> <p>付加価値額をもって経済効果を把握する必要性も承知していますが、上記目的を踏まえ、その効果は、引き続き新規雇用者数を指標したいと考えています。</p>	【不措置】
243	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-9 物流施設立地促進事業補助金</p> <p>意見 41</p> <p>新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱9条は、補助金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後1月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定もないが、実際には期限後の申請でも補助金交付申請を受理する取扱いがなされていた。申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても要綱上明示され、限定される必要がある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延など想定外の事象への対応として、取扱の例外を定める規定を追加（改正）する予定です。</p> <p>改正要綱施行日 令和6年4月1日予定</p>	【検討中】
263	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-1 離職者等雇用事業所奨励金</p> <p>指摘 33</p> <p>奨励金対象雇用者の要件である離職理由について、実際に提出された報告書をみると</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。今後、補助金交付事業において、制度設計を行う際</p>	

		<p>と、「1.会社の倒産」「2.解雇」等を記載しているものが多い一方で、「4.その他自己都合等」を理由としているものの中には「精神的不安(営業活動に対する)」「労働時間の希望との相違」といった理由を挙げるものが存在した。一見して新型コロナウイルス感染症の影響により離職したことが明らかではなく、むしろ関連性がないと考えられる理由である。担当者が電話聴取により新型コロナウイルス感染症と関連性があることを確認しているとのことであったが、具体的な関連性についての聴取記録が存在しないため、検証ができない。</p>	<p>に、本指摘事項を踏まえた上で、要件定義やその確認方法の観点からも、適切に事業が行われるよう、内容を検討します。</p> <p>【不措置】</p>
267	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5－2 雇用調整助成金等利用促進事業</p> <p>意見42</p> <p>本制度は、雇用調整助成金等の申請に係る費用（市内に所在する中小企業が雇用調整助成金等を申請する際に、社会保険労務士を利用した際の手数料）に対して上限を10万円と定めて支給するものであるが、その申請により受給できた雇用調整助成金の額等は支給額に影響しないため、受給額が10万円を大きく下回る事例なども存在していた。例えば、10万円の範囲内で社会保険労務士の費用と雇用調整助成金のいずれか低い額とする制度設計なども考えられるので、事業の制度設計に際しては、経済的効率性の観点をより一層重視されたい。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しました。今後、補助金交付事業において、制度設計を行う際に、本指摘事項を踏まえた上で、経済的効率性の観点からも、適切に事業が行われるよう、内容を検討します。</p> <p>【不措置】</p>
269	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5－3 社員スキルアップ実施事業所応援事業</p> <p>意見43</p> <p>本事業は、新型コロナウイルス感染症に伴う企業の雇用調整に緊急的に対応するために、雇用調整助成金を受けた事業主等が従業員に対して行った教育訓練の費用を上限20万円の範囲で全額を補助するものであるが、補助事業者の行った教育訓練の中には職業に関するものと言いうるのか微妙なものや、全額補助のために研修費用の額が高額となっていると思われるものもあった。また、外部研修の依頼先のうち特定の研修事業者の占める割合が相当に高く、営業目的で補助金をアピールしたのではないかと推測される。補助金交付事業の設計に際しては、経済性、効率性の観点からの十分な検討がなされることが望まれる。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しました。今後、補助金交付事業において、制度設計を行う際に、本指摘事項を踏まえた上で、経済性、効率性の観点からも適切に事業が行われるよう、内容を検討します。</p> <p>【不措置】</p>
272	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5－4 新規採用活動支援事業</p> <p>指摘34</p> <p>補助金交付額が誤っていた事例が見受けられた。補助対象経費が160,000円（税抜</p>	<p>補助事業者に対し、誤って交付した額1,000円の返還を求め、返還手続が完了して</p>

		<p>額。税込額は 176,000 円) であったところ、対象経費の支払いを証する銀行取引明細書によれば、振込費用 275 円が控除されて振り込まれていた。そうすると、実際に支払われた補助対象経費は税抜 159,750 円であり、補助金額はその 1/2 である 79,000 円(千円未満切捨て)となるべきところ、誤って 80,000 円が交付されていた。</p>	<p>います。今後、補助金交付事業において、適切な事務処理が行われるよう、審査を徹底します。</p> <p>【措置済み】</p>
275	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第 5 雇用・新潟暮らし推進課 5－5 移住支援事業</p> <p>指摘 35</p> <p>移住支援金は、新潟市移住支援金交付要綱の定めにより、申請日から 3 年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合は全額、申請日から 3 年以上 5 年以内に転出した場合は半額を返還しなければならないこととなっている。本事業は、令和元年度から開始されたものであるが、令和 4 年 10 月に本事業の監査を行った時点では、転出の実態を住民基本台帳の情報によって確認する場合の詳細な手続き等について、市民生活課との調整が完了していないとのことであった。移住者の転出の有無の把握については、本事業の制度設計に際しての中核部分に属するのであるから、その詳細部分も含めて本事業を開始するまでに確定しているべきであった。</p>	<p>制度開始時点では、転出の有無については住民基本台帳の情報により確認を行うこととして所管課との調整を完了していましたが、その後再度調整が必要な状況となつたため、申請時の住所に文書を送付するか、公用請求により当該事項を確認する予定です。</p> <p>【検討中】</p>
278	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第 5 雇用・新潟暮らし推進課 5－6 移住促進特別支援事業</p> <p>指摘 36</p> <p>特別支援金の周知については、情報提供機会の公平性を保つため、新潟市に転入届を提出した時点で行われている。一方、新潟市は特別支援金の受給者のうち特別支援金をきっかけとして新潟市に移住した者の割合を把握できていない。そのため、特別支援金が首都圏からの移住促進のインセンティブとして機能しているかどうかを問うことなく支給される結果となっている。特別支援金の事業目的が移住促進や中小企業への就労促進等の行動促進(インセンティブの付与)であるとすれば、特別支援金がそれらのインセンティブとなっていると言える場合にのみ支給されるような合理的な制度設計であるべきである。</p>	<p>本指摘事項を踏まえ、現在、本事業が新潟市への移住の後押しとして機能しているかを把握する方法を検討しています。</p> <p>【検討中】</p>
281	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第 5 雇用・新潟暮らし推進課 5－7 企業参加型奨学金返済支援事業</p> <p>意見 44</p> <p>所管課によれば、本事業の成果指標として大学等新規学卒者の県内就職構成率を設定し、実績数値は概ね目標通りの実績を達成したことである。しかし、本事業の採用企業は現状では 2 社にとどまるところからみても、大学等新規学卒者の県内就職構成</p>	<p>本事業の実施による直接的な効果を測る目標として、「企業参加型奨学金返済支援事業を活用した企業数」について、前年度以上の企業数を目標に設定し、取り組んでいます。</p>

		率に何らかのインパクトを与えることができたと評価することは困難である。本事業としての適切な成果指標が設定されるべきである。	【措置済み】
281	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5－7 企業参加型奨学金返済支援事業</p> <p>意見 45</p> <p>本事業の採用企業は現状では2社にとどまる。本事業の利用が低調である原因を追究し、事業の改善・見直しにつなげるように努めていただきたい。</p>	<p>本事業をより多くの企業から活用していただけるよう、令和4年度に採用担当者に対して行ったアンケート結果を踏まえ、令和5年度から補助対象者の要件を拡大しました。</p> <p>【措置済み】</p>
283	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5－8 働きがいのある新潟地域創造事業</p> <p>意見 46</p> <p>所管課によれば、本事業の成果指標として大学等新規学卒者の県内就職構成率を設定し、実績数値は概ね目標通りの実績を達成したことである。しかし、本事業はわずか2回のセミナーが実施されたに過ぎず、その参加企業数や参加者数から見ても、大学等新規学卒者の県内就職構成率に何らかのインパクトを与えることができたと評価することは困難である。本事業としての適切な成果指標が設定されるべきである。</p>	<p>本事業の実施による直接的な効果を測る指標として、「働きがいのある新潟地域創造事業の取組企業数」を、新たに設定しました。</p> <p>【措置済み】</p>
290	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5－11 社員幸福度向上応援事業</p> <p>意見 47</p> <p>所管課によれば、本事業の成果指標として年次有給休暇取得率が挙げられている。有給休暇の取得率向上は、従業員幸福度の向上を支える一要素ではあるものの、本事業は有給休暇のみに着目した事業ではない。また Well-being 経営の概念の周知が未だなされていない現状において、新潟市全体の有給休暇取得率向上を成果指標と定めることには違和感がある。他の指標も含めてより適切な成果指標を設定されたい。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しました。今後の事業実施において、成果指標を設定する際に、本指摘事項を踏まえた上で、適切な設定が行われるよう、内容を検討します。</p> <p>【不措置】</p>
291	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5－11 社員幸福度向上応援事業</p> <p>意見 48</p> <p>令和3年度は新潟市社員幸福度向上応援事業業務委託について、Well-being 経営に精通した事業体が限られている事情もあり、一者随意契約により委託契約を締結することとなった。今後も同種事業を継続される場合には、漫然と一者随意契約が継続することなく、時期に応じて適切な業者選定方法が取られるよう留意されたい。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しました。今後の事業実施において、一者随意契約を行う際に、本指摘事項を踏まえた上で、適切な業者選定が行われるよう、方法を検討します。</p> <p>【不措置】</p>

293	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-12 働き方改革推進事業</p> <p>意見 49</p> <p>社員幸福度向上応援事業同様に、成果指標として年次有給休暇取得率の数値を挙げているが、働き方改革の推進は有給休暇取得のみに集約されるものではないことから、その他の指標も成果指標として挙げるなど、総合的な指標の設定をすることが考えられる。より適切な成果指標を設定されたい。</p>	<p>本事業の実施による直接的な効果を測る指標として、「働き方改革推進・実践企業ネットワークに参画する企業数」を、新たに設定しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
299	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-16 技能功労者等情報発信・表彰事業</p> <p>指摘 37</p> <p>中小企業優良従業員魅力発信事業インタビュー実施等業務委託について、A社に一者随意契約で業務委託されたが、その理由は、A社は「新潟で働く」をテーマとした雑誌を発行しており、インタビュー記事に関してのノウハウと実績を有していること、また、当課事業である移住者インタビュー実施等業務の受託者であることから相乗効果が期待できるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものであった。しかし、インタビュー記事に関してのノウハウと実績を有しているのは同社だけであるとは言えないうえ、成果物である記事をみても同社でなければできないものとは認めがたく、一者随意契約の理由としては不十分である。</p>	<p>本事業は令和4年度で終了しました。今後の事業実施において、一者随意契約を行う際に、本指摘事項を踏まえた上で、適切な業者選定が行われるよう、方法を検討します。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
302	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-17 新潟勤労者総合福祉センター管理費</p> <p>指摘 38</p> <p>新潟テルサ施設内の備品について、備品管理簿には、個々の備品に対して備品番号が付与されている一方、新潟テルサ内部に所在する備品には、いずれも備品シールの貼付はなされておらず、その他の方法によっても個々の備品を特定できる状況はない。現在の管理方法では、備品管理簿が備品の適正管理の役目を果たせていないと考えられるため、備品管理のあり方について、全局的な検討を促すことが望まれる。</p>	<p>当施設内の備品のうち、市に寄附された備品については、添付漏れであったため、新潟市物品管理規則に基づき、備品シールを添付します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
303	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-17 新潟勤労者総合福祉センター管理費</p> <p>指摘 39</p> <p>新潟テルサ施設内に、指定管理者が購入し、市に寄附されていない指定管理者の所有する物品（テレビ等）が存在し、備品管理</p>	<p>市に寄附されていない指定管理者の所有する物品については、新潟市物品管理規則の適用を受けるものではありませんが、適正管</p>

		<p>簿に記載される市の備品と、備品管理簿に記載されない指定管理者の所有物とが混在しているが、シール貼付や指定管理者の台帳等による管理がなされていない。市の所有物でないとしても、市の備品と同様に施設の管理運営のために使用されている物品については、業務仕様書等に位置付け、その使用・管理等のあり方について明確にされるべきである。</p>	<p>理の観点から、指定管理者に対し、管理簿の備え付けと物品を特定するシールの添付を依頼し、現在、対応作業を進めています。また、それら物品の使用・管理等のあり方を、業務仕様書等の中で明記していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
304	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-17 新潟勤労者総合福祉センター管理費</p> <p>意見50</p> <p>新潟テルサは、平成6年7月11日の開館後、既に28年が経過し施設の老朽化が進行している。ヒアリング結果によると、各種設備の故障等により修繕や入替を要するものが複数に亘っている状態とのことである。もっとも、新潟テルサの今後のあり方が定まっていることを理由として、設備の不具合についての迅速な方針決定に至らないケースがあったため、新潟テルサの存続・運営管理のあり方に関する検討を早急に進めていただくるとともに、複数箇所存在する修繕等の要対応箇所の整理と、今後の対応方針についても今一度確認をされたい。</p>	<p>当施設の指定管理期間が更新されることの方針が定まったことから、修繕を要する箇所について、随時、必要な対応を進めています。また、存続・運営管理のあり方については、全市的な公共施設再編の動きの中で、今後、市民との丁寧な意見交換を行いながら、検討を進めています。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
315	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-22 新潟暮らし創造運動の推進</p> <p>指摘40</p> <p>移住者インタビュー実施等業務委託について、A社に一者随意契約で業務委託されたが、その理由は、A社が発行している情報誌では首都圏から新潟に移住し活躍している方がたびたび登場していることから、同社のネットワークを駆使し、幅広く多ジャンルの魅力的な移住者の紹介が期待できるほか、インタビュー記事に関してのノウハウと実績も有しており、これらの条件を満たしているのはA社のみであるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものである。しかし、移住者とのネットワークを有し、インタビュー記事についてのノウハウがあるのは同社だけであるとは言えないうえ、成果物である記事を見ても同社でなければできないものであるとは認めがたいので、一者随意契約をする理由としては不十分である。</p>	<p>本指摘事項を踏まえ、令和5年度から委託事業者の選定方法を見直し、公募提案型プロポーザルにより実施事業者を選定しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
315	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-22 新潟暮らし創造運動の推進</p> <p>指摘41</p> <p>新潟市移住関連イベントWEB広報支援業務について、B社との間で令和3年4月1日付で業務委託契約書（契約金額2,679,000円</p>	<p>本指摘事項を踏まえ、締結日と締結された契約書を取得した日に乖離が生じないよう、適正な契約締結手続きについて、所属内で周</p>

		<p>[税込み]) が締結されていたが、B社からの委託契約書1部が返送された書類送付文の日付は同年6月1日となっていた。当課の説明によると、契約締結の意思表示を行ったのは令和3年4月1日であったが、その後の契約書作成段階で収入印紙の貼付漏れや金額不足等の不備があり、複数回やりとりを行った結果ということである。地方自治法243条5項によれば、契約書を作成する場合には、双方の記名押印がなされた契約書を作成しなければ当該契約は確定しないとされているので、契約締結日と締結された契約書を新潟市が取得した日に約2か月もの乖離を生じることは問題である。</p>	知・徹底しました。 【措置済み】
316	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5－22 新潟暮らし創造運動の推進</p> <p>指摘42</p> <p>B社との間で新潟市移住促進特別支援金交付事業WEB広報支援業務の業務委託契約（契約額2,000,000円〔税込み〕）を一者随意契約で締結しているが、その理由は、B社は本市のUIJターン向け移住・定住サイト「HAPPYターン」のコンサルタント業務を令和2年3月に受託しており、本業務の内容及びホームページの課題を熟知しているため、東京圏在住の移住検討者に対する高度な戦略的アプローチと実施後のページ分析について円滑に業務を遂行することが期待でき、Google Partner企業でありWEB広告について経験も豊富であるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものである。しかし、Google Partner企業であることやWEB広告について経験豊富な企業はB社に限らないし、B社の過去の受託実績自体を理由とすると、同様の事業については以降の年度も他社の参入余地は生じないことになりかねない。一者随意契約の理由としては不十分であったというべきである。</p>	本指摘事項を踏まえ、令和5年度から委託事業者の選定方法を見直し、競争入札により実施事業者を選定しました。 【措置済み】
320	産業政策課	<p>第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6－2 団体の管理・運営</p> <p>指摘43</p> <p>当財団のプロパー職員を対象とする就業規則の内容及び労使協定の締結について、不備が見受けられた。具体的には、職員の欠格条項、年次有給休暇の時間単位取得、時間外勤務手当、懲戒処分としての減給についてであった。もっとも、監査人がヒアリングを実施する少し前である令和4年10月1日付で欠格事由と時間単位有休についての労使協定の未締結以外については社会保険労務士の助言を受けて是正されていた。なお、当財団ではテレワークを許容しているが、テレワークに関する規程が未整備なので、今後の整備が望まれる。</p>	既に是正済みの事項に加え、就業規程における欠格事項の改正、時間単位有休についての労使協定の締結及び在宅勤務就業規程の整備を行いました。 【措置済み】

322	産業政策課	<p>第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-2 団体の管理・運営</p> <p>指摘44</p> <p>プロパー職員についての出退勤管理は、「出勤簿」に認印を押捺することで行われており、出退勤の時刻が厳密に記録されていない。また、プロパー職員の時間外勤務については「時間外勤務命令票」に基づき行われている（上司及び受命者〔当該プロパー職員〕が押印）が、命令時間は15分単位となっている実情が見受けられた。15分単位の労働時間管理では未払時間外手当の問題が生じるため、当財団においても、より正確な出退勤管理の方法（タイムカードや出退勤管理システム等）の導入が検討されるべきである。</p>	<p>出退勤管理については、就業規程において「出勤簿の押印」から「始業及び終業時刻の記録」に方法を改めたうえ、データで管理することとしました。より正確で効率的に時間管理が行えるよう、時間外勤務の管理と併せて、令和5年7月より勤怠管理システムの運用を開始しました。</p> <p>【措置済み】</p>
322	産業政策課	<p>第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-2 団体の管理・運営</p> <p>指摘45</p> <p>公益財団法人新潟市産業振興財団会計規程8条は、「事務局長は、毎月末日をもって試算表を作成し、翌月10日までに理事長に報告しなければならない。」と定めている。実際には、毎月末の財産目録を出し、預金残高との一致を確認することは行われているが、収支を確認する月次書類は作成していないほか、理事長への報告もなされていない。理事長への報告については、実際上の必要性がないのであれば、定期的な報告義務を定める規定は見直すことも検討されるべきである。</p>	<p>収支を確認する月次書類については、会計システム上のデータで確認していましたが、残高試算表と併せて出力のうえ確認し、報告を行うこととしました。また、会計規程で「理事長に報告しなければならない」と定めていましたが、定例的事項であり、円滑な事務執行の観点から、令和5年4月に会計規程を改正し、出納責任者である事務局長に報告することとしました。今後は遺漏なきよう報告を行っていきます。</p> <p>【措置済み】</p>
323	産業政策課	<p>第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-2 団体の管理・運営</p> <p>意見51</p> <p>「公益財団法人新潟市産業振興財団個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」には、個人情報の利用目的が具体的に定められていない。セミナーを実施する際は申込みにおいて個人情報の利用目的を明示していることであるが、すべての個人情報の取得に際して利用目的が明示されているとは言えない状況にある。プライバシーポリシーに個人情報の利用目的を具体的に明示し、それを当財団のWebサイトに掲載することにより、利用目的をあらかじめ公表していることにでき、個人情報保護法への抵触を防止できるというメリットがあるので、実施を検討されたい。</p>	<p>個人情報を取得する際は、その都度利用目的を明示していましたが、指摘を踏まえ、プライバシーポリシーに個人情報の具体的な利用目的を明示したうえ、財団ホームページにて公表しました。</p> <p>【措置済み】</p>
327	産業政策課	<p>第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-3 コンサルティング事業</p> <p>指摘46</p> <p>スポットコンサルサービスの提供をする</p>	利用申込書に対する認識不足であったた

		(株)ビザスクとの契約は、利用申込書の提出をもって成立と扱っていることであったが、利用申込書には当財団の担当者の氏名の記載はあるものの、代表者である理事長の氏名の記載がなかった。本来、代表権を有する財団の理事長が、契約の締結権限を有するものであるため、契約成立を示す利用申込書には、代表者の氏名が記載されるべきである。	め、適切な契約事務について令和5年1月に、利用申込書に限らず契約成立を示す書類には代表者名を記載するよう職員間で再度確認を行いました。
328	産業政策課	第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-3 コンサルティング事業 指摘47 外部専門家に委嘱しているのは個人であるが、外部専門家が法人の代表者である場合に委嘱状や承諾書において、「株式会社○○ 代表取締役○○」といった類のものが見受けられた。単なる肩書きとして記載したものということであるが、このような記載であると法人に委嘱したかのように受け取られかねないため、このような記載は不適切である。	個人に対する委嘱であるため、誤解を招かないよう委嘱状や承諾書の記載方法について職員間で再度確認を行い、 <u>令和4年度事業</u> からは適切に実施しています。
330	産業政策課	第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-4 創業機運醸成事業 指摘48 にいがた未来想像部2021ワークショップ・プログラム業務委託契約が一者随意契約で締結されている（契約金額1,610,000円）。その理由は首肯できるものであるが、委託先であるA社から提出された見積書では、「セミナー講演料一式」「プログラム開発・企画費一式」とする内容しかなく、その金額とした内訳などの記載が一切ない。これでは、業務委託料の金額の妥当性は検証しようがなく、A社の言い値に応じただけではないかとの疑問も生じかねない。A者の見積額は端数の存在からも積算に基づくものと考えられ、内訳を求めることが困難であったという事情も窺えない。競争性の働く一者随意契約である以上、委託料の妥当性の確認は十分に行われる必要がある。	指摘を踏まえ、令和4年度事業からは、見積内容の精査や他の類似契約との内容比較など委託料の妥当性の確認を行っています。
331	産業政策課	第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-4 創業機運醸成事業 指摘49 前記にいがた未来想像部2021ワークショップ・プログラム業務委託契約の委託契約書の12条4項が重複している誤記が見受けられた。	指摘を踏まえ、令和4年度事業においては、契約内容の複数人での点検を再度徹底し、適正な委託契約書を作成しました。
335	産業政策課	第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-6 研修・セミナーの開催 指摘50	

		<p>「公益財団法人新潟市産業振興財団セミナー及び講演会に係る講師謝礼及び受講料等の取扱いに関する要領」が平成25年4月1日から施行されている。しかし、県外講師、県内市外講師、市内講師で一律に単価に差をつける取扱いに合理性は認めがたい（なお、旅費交通費は別途の設定がある。）。確かに、県外講師は著名講師を呼ぶことが多いので単価を高く設定することに妥当性はありそうだが、その場合は原則の金額では足りず、個別の協議となっているのが実情であるし、県内市外講師、市内講師についても原則とは異なる謝金が設定されていることが多く、実際上原則的基準としても機能していない。また、上記要領制定後に消費税率が5%から8%、8%から10%に引き上げられているが、基準額の税込金額の見直しがなされていない。これは、税抜価格が下げられたことと等しく、消費税の適正な転嫁という趣旨にも反している。全面的に見直すべきである。</p>	<p>財団のセミナーにおける講師招へいの実態や他団体の運用状況等を踏まえ、適切な基準を検討します。</p> <p>【検討中】</p>
343	産業政策課	<p>第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-10 食の商品開発補助事業</p> <p>指摘51</p> <p>補助金の交付決定の審査にあたり実施する事業プレゼンテーションにおいて、評価点が0の項目がある場合、審査委員による合議を行うとされていたが、その際の合議内容が議事録に記載されていなかった。実際には審査委員による合議が行われていたようであるが、事後的にも適切な手続を経て交付決定が行われたことを確認できるよう、議事録に合議内容を記載すべきであった。</p>	<p>議事録への記載事項について職員間で再度確認を行い、令和4年度事業においては適切な議事録作成を実施しました。</p> <p>【措置済み】</p>
346	産業政策課	<p>第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-11 技術開発力向上支援事業</p> <p>指摘52</p> <p>技術アイデア実行支援補助金の補助事業者の1者からの補助事業実績報告書の実績報告額が印刷文字にて記載されて提出されていたが、鉛筆書きで金額が訂正され、訂正印もなかった（本報告書は押印を求めている書類である。）。その後、オンラインによる実績報告会の開催を経て、上記訂正後の金額で補助金交付額が確定されている。担当職員において、支出内訳をチェックしたうえで補正したものであるが、実績報告書に誤りがあるのであれば、補助事業者に訂正を求めるのが適切である。</p>	<p>指摘を踏まえ、令和4年度事業においては、実績報告書に誤りがあった場合は、事業者に補正を求めました。</p> <p>【措置済み】</p>
349	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-1 団体の概要</p> <p>指摘53</p>	

		<p>各事業の費用補助や利用券の中には、会員1名分のみ利用可とするなど、利用数・利用方法の制限が定められているものがある。ヒアリング結果によると、件数はごく僅かであるが利用制限に違反した利用例も存在するようである。現状、違反者に対しては、次年度に当該利用券の利用を控えさせるなどの対応が個別に取られているとのことであるが、利用者に対し不正利用時のペナルティ等の措置に対する予見可能性を与える必要があるうえ、都度ペナルティの内容に差異が生じるような対応は好ましくない。不正利用した際のペナルティのあり方について一定の整理を行い、規程上明記されるべきである。</p>	<p>全会員へ配付している利用ガイドブック等に、「不正利用が発覚した場合には、利用制限や退会の対象となる」旨を掲載していますが、引き続き周知を行います。</p> <p>また、ペナルティ対応について他市の状況を調査し、調査結果を参考にペナルティのあり方について整理を行い、規則等に明記します。</p>	【検討中】
350	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-1 団体の概要</p> <p>指摘54</p> <p>ニピイニュース（毎月発行）等に掲載するデザインを民間業者に作成委託しているが、作成委託した各種デザインについて著作権侵害がない旨の確認がなされていない。委託事業者から提供されたデザイン全てが著作権を侵害していないか否か判断することは現実的ではないが、少なくとも委託事業者から、原稿提供時に著作権問題がないことの確認を求める等の対応が必要と考えられる。</p>	<p>ニピイ発行の冊子（ニュース、ガイドブックなど）掲載の各種デザインの著作権侵害の有無について、作成を委託している印刷業者がデザイン等素材を提供する場合については、著作権侵害がない旨、当該業者に確認済みです。また、契約施設等から素材提供があった場合は、著作権侵害がないか都度確認を取るよう対応済です。</p>	【措置済み】
350	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-1 団体の概要</p> <p>意見52</p> <p>公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター会員の資格及び会費等に関する規則7条は、事業主が退会しようとする場合は退会届兼退会同意書を当該事業所の会員3分の2以上の同意を得たうえで、理事長に提出しなければならないと定めている。しかし、実際に提出された退会届兼退会同意書の記載をみると、会員氏名欄はスタンプ等での記名とされているうえ、確認印欄も当該事業主が事前に用意している認印を利用して押印していると認められるものが存在した。同意の確認が形骸化している面があるため、当該事業所の会員の3分の2以上の同意を必要とする退会要件の適否について検討されたい。</p>	<p>退会要件について、他市の状況を調査し、その結果を参考に、取扱いについて検討を進めます。</p>	【検討中】
351	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-1 団体の概要</p> <p>意見53</p> <p>現時点でニピイの各事業におけるDX化に</p>	<p>DX化については、会員の利便性の向上、当</p>	

		<p>向けた検討が十分になされているとはいえない。現状、各種申請の内容確認及び入力作業をニピイ職員の手作業に頼っている。会員の利便性及び職員の作業効率化・適正化の観点から、ニピイの各事業においてDX化を取り入れる必要性は高い。また、DX今までいかなくとも、DBの構築と有効活用、カスタマイズされた現行のホームページの改修の必要性がある。今後、中長期的計画をもってDX化その他必要な業務システムの改善がなされるべきである。</p>	<p>財団の業務効率化、職員の働き方改革など、大きな効果が期待されることから、今後、取り組みを進める必要があります。当財団においても先進的なサービスセンターに対する調査など検討を開始したほか、令和6年度からの第3次中期計画の中でDX化推進を位置づけ、取り組んでいく予定です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
355	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-4 余暇活動援助事業</p> <p>指摘55</p> <p>令和3年中に、指定旅行社の1社が、会員の宿泊日や宿泊先が決まっていない状態であるにもかかわらず、当該会員から指定旅行社に対して指定保養施設利用補助券が交付され、当該指定旅行社がニピイに対して補助券相当代金を請求する事案が発生した。請求内容を不審に思ったニピイ職員が、当該会員の事業所への訪問や電話照会などの詳細な事実関係の調査を行い、実際には代金の支払いがなされておらず宿泊も実行されていないことが判明し、不正請求であることが発覚した。発覚後、不正請求部分について返還されたことは当然であるが、指定旅行社全社に対して、不正防止や注意喚起のため周知文書が配布されるのみの対応で終了している。本来であれば、当該指定旅行社に対しては、指定取消しなどの厳正な対応が取られなければならない。また、当該指定旅行社の不正行為に協力した会員又は事業所に対する何らかのペナルティも検討されるべきであった。</p>	<p>ご指摘の当該指定旅行社については、これまで不適切な取扱いはなく正当な提携関係を継続してきたこと等を勘案し、指定取消しを行わず、厳重注意を行い、不正請求部分はすべて返還させました。また当該旅行社を含め、全ての申請については厳格に審査・点検を行っているところです。今後、悪質な不正があった場合はどの事業所に対しても厳格に対応をしていきます。また不正行為に協力した会員又は事業所へのペナルティは、指摘53での調査結果を踏まえ検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
356	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-4 余暇活動援助事業</p> <p>指摘56</p> <p>ニピイが特定の民間事業者が運営する施設の利用券を通年で発行するケースが存在する。その場合、当該民間事業者の意向により契約書（覚書）を作成することがある。現在は相手方が作成を要望する場合にのみ契約書を作成しているとのことであるが、要望のない場合には一切作成しない扱いでおいか検討を要する。また、契約書には反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むべきである。</p>	<p>双方の必要に応じて契約書等（覚書・確認書などを含む）を取り交わしていますが、令和5年1月より、反社会的勢力排除に関する条項について盛り込みました。また、相手方からの要望がなく、契約書等を作成しない場合には、ご指摘の条項の内容を含め、具体的な契約内容の記載されたメールや口頭確認でのメモを残すよう対応済です。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
358	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-5 慶弔給付事業</p>	

	<p>意見54</p> <p>銀婚祝金の申請がなされ、支給された後に対象会員本人からの申告により、同人が既に離婚しており銀婚祝金の支給対象ではないことが発覚した事案があった。事業主が当該会員に代わって申請手続を行った際、事業主が離婚の事実を把握せず申請したために発生したものと推察される。このような申請がなされると、後の返金請求等のニピイ内部の事務負担が増加する結果となる。各会員及び事業主に対して、今一度、請求時には要件充足性について十分確認するよう周知されたい。</p>	<p>慶弔給付金請求には会員本人が記載・押印した上で事業所の証明印を受けるようガイドブックに記載しており、両者の確認がなされているものとして受理しているところです。本意見の事案を踏まえ、次回（令和6年4月）発行の「ガイドブック」及び毎年4月～5月に会員事業所あて発送している「給付金対象者一覧送付状」により、申請者本人の記入及び両者の確認を促し、誤った申請がなされないよう、重ねて周知していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、不措置とすることを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、
を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘または意見について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定です。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。